

発議案第3号

難病の患者に対する医療等に関する法律の抜本的見直しと改善を求める
意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1
項の規定により提出します。

平成31年3月8日

八千代市議会議長 林 隆文 様

提出者	八千代市議会議員	堀 口 明 子
賛成者	八千代市議会議員	伊 原 忠
	同	植 田 進
	同	飯 川 英 樹
	同	三 田 登

提案理由

国に対し、難病の患者に対する医療等に関する法律の抜本的見直しと改善を強く求める

これが、本案を提出する理由である。

難病の患者に対する医療等に関する法律の抜本的見直しと改善
を求める意見書

難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「難病法」という。）は、多くの難病患者の期待を集めて２０１５年１月に施行され、難病法に基づく医療費助成の対象が、５６疾病から現在の３３１疾病にまで拡大されてきた。

しかし、各種の「経過措置」が終了した２０１８年１月時点で、大きな問題点が浮かび上がっている。難病法施行前の「特定疾患」は５６疾病、対象患者数はおよそ９２万人だったが、難病法施行後の助成対象は３３１疾病と約６倍に広がりながら、対象患者数が約８９万人と約３万人減少しているのである。しかも、難病法施行前の５６疾病で見ると対象患者数は約５７万人で、それまで助成を受けていた約３５万人の患者が対象から外れたことになる。

対象から外れた患者は、病気が治癒・改善したわけではなく、難病法の施行により判定基準が厳しくなり、「軽症」とみなされたのである。また、新たに拡大された対象疾病でも、１４疾病では対象患者が１人もいないなど、新たな法律に期待して申請しても「軽症」とされ、対象外になる患者が多く存在している。対象外となり医療費の負担が増えたことで、治療を中断せざるを得ない難病患者が生まれていることは深刻な問題である。

また、２０２０年には難病法の見直しが行われることとされており、患者や医療関係者からは「治療研究には軽症者も含める必要がある」、「重症度分類等による差別を辞め、軽症者を含めた全ての患者を助成の対象に」との声が上がっている。難病法の改正に当たっては、「患者の実態把握や患者団体の意見を尊重してほしい」との要望にも応えるべきである。

よって、本市議会は国に対し、難病の患者に対する医療等に関する法律の抜本的見直しと改善を強く求めるものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成３１年３月２０日

提出先

内閣総理大臣様

総務大臣様

財務大臣様

厚生労働大臣様